

建設工事及び建設関連業務の最低制限価格及び
低入札価格調査基準価格の引上げについて

県では、建設工事及び建設関連業務の発注に当たり、公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、平成28年5月16日から下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。
(5月16日以後の指名通知又は入札公告の案件に適用します。)

記

1 建設工事に係る入札における最低制限価格の引上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設工事に係る最低制限価格の設定基準のうち、現場管理費の割合を上げます。

(対象) 設計額5千万円未満の建設工事

(改正内容)	現 行	設計額における現場管理費の80%に相当する額
	改正後	設計額における現場管理費の90%に相当する額

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、次に掲げる額の合計額に消費税(8%)を加算した額とします。ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- (1) 直接工事費の95%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の90%の額
- (4) 下表の区分に応じた一般管理費の額

請負工事設計額		一般管理費 の割合
土木一式工事及び 建築一式工事の場合	土木・建築一式以外の 建設工事の場合	
4,500万円以上 (特A級工事相当)	1,500万円以上 (A級工事相当)	55%
1,000万円以上4,500万円未満 (A級工事相当)	300万円以上1,500万円未満 (B級工事相当)	60%
1,000万円未満 (B級工事相当)	300万円未満 (C級工事相当)	65%

2 建設工事に係る入札における低入札価格調査基準価格の引上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設工事に係る低入札価格調査基準価格の設定基準のうち、現場管理費の割合を上げます。

(対象) 設計額5千万円以上の建設工事

(改正内容)	現 行	設計額における現場管理費の80%に相当する額
	改正後	設計額における現場管理費の90%に相当する額

(改正後の算定方法)

低入札価格調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に消費税(8%)を加算した額とします。ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- (1) 直接工事費の95%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の90%の額
- (4) 一般管理費の55%の額

3 建設関連業務に係る最低制限価格の引上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設関連業務に係る最低制限価格の設定基準について、下表のとおり設定基準を引上げます。

(対 象) 総合評価指名競争入札を除く競争入札の建設関連業務

(改正内容)

	土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	
改正前	一般管理費等の30%の額	諸経費の40%の額	解析等調査業務費の75%の額	諸経費の40%の額
改正後	一般管理費等の45%の額	諸経費の45%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の45%の額

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、業務ごとに次に掲げる額の合計額に消費税(8%)を加算した額とします。ただし、上限は設計額の80%、下限は設計額の60%です。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の45%の額	
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の60%の額	諸経費の60%の額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の45%の額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の45%の額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の45%の額

4 建設関連業務に係る低入札価格調査基準価格の引上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設関連業務に係る低入札価格調査基準価格の設定基準について、下表のとおり設定基準を引上げます。

(対 象) 総合評価指名競争入札の方法により締結しようとする土木関係建設コンサルタント業務

(改正内容)

	土木関係建設コンサルタント業務
改正前	一般管理費等の30%の額
改正後	一般管理費等の45%の額

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、業務ごとに次に掲げる額の合計額に消費税(8%)を加算した額とします。ただし、上限は設計額の80%、下限は設計額の60%です。

業種区分	①	②	③	④
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の45%の額